

令和9年度保育園入園のご案内

保育所を利用するには

保育所や認定こども園等を利用するには、町から「支給認定」を受ける必要があります。
お子さんの年齢や「保育を必要とする事由」により、次の3つの区分に分かれます。

1. 3つの認定区分と利用できる施設

認 定 区 分	対象年齢・要件	給付の内容	利用施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上で、幼稚園教育を希望するお子さん	●教育標準時間	幼稚園
			認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望するお子さん	●保育短時間 ●保育標準時間	保育園
			認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等の利用を希望するお子さん	●保育短時間 ●保育標準時間	保育園
			認定こども園
			地域型保育事業

2. 入園できる基準（2号・3号認定）

入園を希望する児童の家庭が次のいずれかに該当している場合です。

【入園できる基準】表1

事由	要件	添付書類
就労	フルタイム・パートタイム・自営業・内職・農業等の労働などで、月64時間以上労働していること	就労証明書 (注) 18歳～70歳の世帯員分
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと (注) 入園期間は、原則として産前2か月・産後3か月	母子健康手帳の写し(保護者氏名および出産(予定日)の記載されている頁の2枚)
保護者の病気・障がい	疾病または障がいにより保育できない状態であること	障害者手帳の写し又は診断書
病人等の介護・看護	保護者が同居の家族を常時介護・看護をしていること	介護の事実がわかる書類等
災害復旧	震災・風水害・火災等で復旧にあたっている場合	
求職活動(起業準備を含む)	求職活動を継続的に行っているか、起業準備をしていること(注) 原則として3か月まで	求職活動証明書(3か月以内のもの)
就学	保護者が学校、職業訓練校等に通っていること	学生証の写しまたは在学証明書
育児休業	育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもが、継続して利用する場合	
その他、上記に類する状態で町長が認める場合		

3. 区分認定・保育必要量の認定

町は申請書及び提出書類を確認し、保育認定が必要かどうかを判断します。
保育認定を受けた家庭は、保護者の入所要件や勤務時間により、保育の必要量が決まります。保育の必要量は、申請書類に基づき町が判断します。

＜保育の必要量について＞

A 「保育標準時間」

主にフルタイム就労を想定。利用時間最長 11 時間の保育を受けることが可能。
月 120 時間以上就労していること。

(利用時間 午前7時30分～午後6時30分)

7:30	18:30	19:00
平常保育時間（11 時間）		延長保育

B 「保育短時間」

主にパートタイム就労を想定。最長 8 時間の保育を受けることが可能。

月 64 時間以上 120 時間未満の就労であること。

(利用時間 午前8時～午後4時)

7:30	8:00	16:00	19:00
延長保育	平常保育時間（8 時間）		延長保育

※それぞれの通常保育時間帯を超える利用を希望される場合は、延長保育の利用となり、別途延長料金がかかります。

※保護者の勤務時間帯では「保育標準時間」の認定を受ける世帯でも、同居の親族などが迎えに来ることが可能な場合は、「保育短時間」を選択することができます。

4. 保育料・副食費について

①保育料（通常保育時間帯）

- ・3 歳以上：幼児教育・保育の無償化により無料となります。
- ・3 歳未満：無償化の対象外となりますので、保育料の納入が必要です（【保育標準時間】と【保育短時間】で金額が異なります）。

毎年 9 月に保育料の切り替えがあります。

4 月～8 月分：前年度住民税課税額で算定

9 月～3 月分：当年度住民税課税額で算定

※詳細は別紙「保育料基準額表」に記載してあります。

②延長保育料

仕事の都合や家庭の事情などにより、通常保育の時間を超えて保育の利用が必要な場合 1 時間 1 5 0 円の保育料で利用できます。

③保育料納入について

納入方法：口座振替により原則毎月 25 日に振り替えていただきます。

利用可能な金融機関：JA 佐久浅間、長野県信用組合、八十二長野銀行、三井住友銀行、郵便局

④3歳以上児の副食費

立科町では子育て支援として、令和 4 年 11 月から3歳以上児の副食費（給食費）の無償化を行い、無料となっています。

5. 提出書類等について

①必要書類

- ・入園申請書（教育・保育給付認定兼施設利用申込書）
- ・保育を必要とする旨を証明する書類（上記2「入園できる基準（表1）」の添付書類）
- ・世帯員全員分のマイナンバーカード（書類提出時に提示いただき確認のみ）

②入所申込期間及び提出先

- ・提出期間 令和8年 11 月9日（月）～11 月13日（金）
- ・提出先 「たてしな保育園」または「教育委員会こども教育課（役場4番窓口）」

6. 今後の予定について

- ・入園決定通知について 令和8年 12 月下旬に通知します。
- ・利用者負担（保育料）決定通知は入園後に園から配布します。
- ・体験入園は令和9年1月 16日（土）にたてしな保育園で行う予定です。（入園決定通知送付時に詳細をご案内します。）

7. 問合せ

ご不明な点がございましたら、教育委員会 学校教育係へお問い合わせください。

電話：0267-88-8415（直通）

立科町保育料基準額表（月額）

基本単価一覧 3号認定（3歳未満児） ※3歳児以上（2号認定）は表1・表2共に保育料無料

階層区分	市町村民税区分		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯		0	0
第2-2	非課税世帯		0	0
第3-2	均等割のみ		10,600	10,000
第3-4	所得割課税額	5,000円未満	14,900	14,000
第4		5,000円以上 79,800円未満	19,500	19,300
第5		79,800円以上 104,100円未満	22,500	21,000
第6		104,100円以上 140,100円未満	33,800	32,000
第7		140,100円以上 176,400円未満	42,100	40,000
第8		176,400円以上 259,300円未満	49,400	47,000
第9		259,300円以上 308,200円未満	54,700	52,000
第10		308,200円以上	58,000	55,000

ひとり親・障がい世帯※1単価一覧 3号認定（3歳未満児）

階層区分	市町村民税区分	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0	0
第2-1	非課税世帯	0	0
第3-1	均等割のみ	5,600	5,200
第3-3	所得割課税額 5,000円未満	9,000	8,400

（所得割課税額が5,000円以上の場合は、「基本単価一覧」を適用します。）

軽減措置について 以下の場合、保育料が軽減されます。

(1) 多子世帯：2人以上のお子さんがある場合

第2子：基本の保育料の半額

第3子以降：無料

(2) 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合

第1子：基本の保育料の半額

第2子以降：無料

(3) ひとり親軽減：市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合

第1子：9,000円（保育標準時間）または8,400円（保育短時間）に固定

第2子以降：無料

※1 ひとり親・障がい世帯の認定基準

(1) ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 障がい世帯

- ・身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯

保育料についての留意事項

- ・4 月から 8 月までの保育料は前年度の市町村民税額に基づく額とし、9 月から 3 月までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づく額により算定します。
- ・表中の税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しないものとします。
- ・「3 歳未満児」とは当該月の属する年度の 4 月 1 日において 3 歳に達していない児童をいいます。
- ・年度の途中で支給認定が 3 号から 2 号に変わった場合でも、年度中の保育料は 3 号認定の金額となります。